日本公認会計士協会

2019年度

品質管理レビューの概要

Quality Control Committee

2020 OVERVIEW

Engage in the Public Interest

社会に貢献する公認会計士

目　次

トップメッセージ…… 1
1．自主規制団体としての日本公認会計士協会の取組 …… 3
2．品質管理レビュー制度等 …… 4
3．品質管理レビューの実施状況及び実施結果 …… 13
4．通常レビューにおける改善勧告事項 …… 19
5．改善勧告事項となった原因と対策（改善措置）…… 24
6．上場会社監査事務所登録制度 …… 26
7．上場会社監査事務所名簿等の状況 …… 28
8．品質管理審議会からの勧告事項への対応 …… 29
9．自主規制の機能向上に係る制度変更 …… 31
10．今後の行動計画 …… 35
（参考1）上場会社監査事務所名簿等に登録されている監査事務所の概況 …… 36
（参考2）上場会社の会計監査人の異動状況 …… 37
（参考3）年次報告書（詳細編）との関係 …… 39

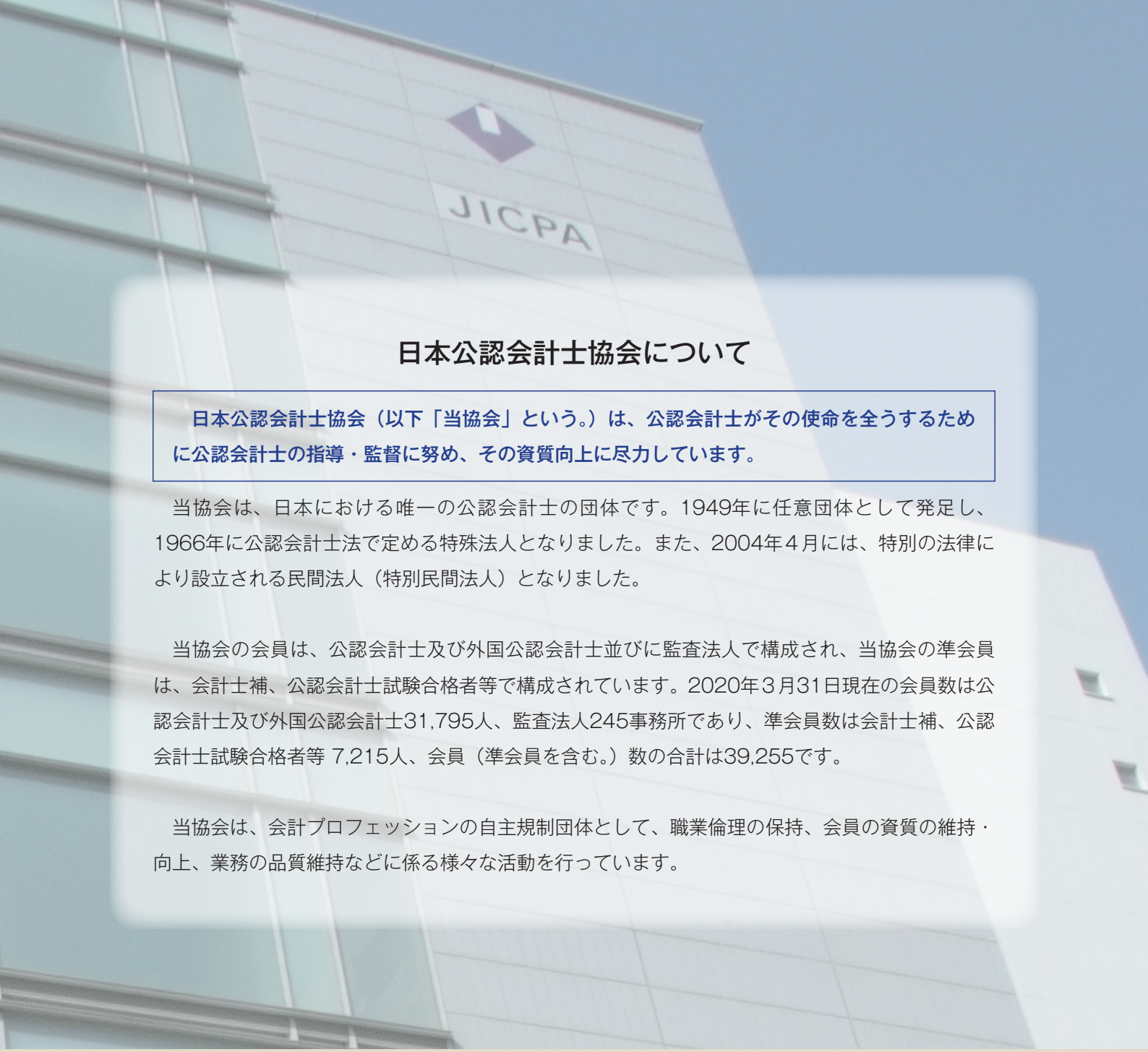

日本公認会計士協会について

日本公認会計士協会（以下「当協会」という。）は、公認会計士がその使命を全うするために公認会計士の指導・監督に努め、その資質向上に尽力しています。

当協会は、日本における唯一の公認会計士の団体です。1949年に任意団体として発足し、1966年に公認会計士法で定める特殊法人となりました。また、2004年４月には、特別の法律により設立される民間法人（特別民間法人）となりました。

当協会の会員は、公認会計士及び外国公認会計士並びに監査法人で構成され、当協会の準会員は、会計士補、公認会計士試験合格者等で構成されています。2020年３月31日現在の会員数は公認会計士及び外国公認会計士31,795人、監査法人245事務所であり、準会員数は会計士補、公認会計士試験合格者等 7,215人、会員（準会員を含む。）数の合計は39,255です。

当協会は、会計プロフェッションの自主規制団体として、職業倫理の保持、会員の資質の維持・向上、業務の品質維持などに係る様々な活動を行っています。

本冊子『品質管理レビューの概要』は、『品質管理委員会年次報告書』の概要編を基に記述しています。『品質管理委員会年次報告書（2019年度）』は、以下の日本公認会計士協会のウェブサイトに掲載しておりますので、ご参照ください。

https://jicpa.or.jp/about/activity/self-regulatory/quality/

なお、『品質管理委員会年次報告書』は、2019年度の品質管理レビューの結果の概要等を簡潔にまとめた「概要編」と、品質管理レビュー結果等をより詳細に説明や分析し、品質管理レビューの結果等をより深く理解できるように作成した「詳細編」で構成されています。本冊子と『品質管理委員会年次報告書』の「詳細編」との関係については、「（参考３）年次報告書（詳細編）との関係」にまとめていますので、ご参考にしてください。

トップメッセージ

現在、我が国は、急速な人口減少等多くの社会課題に直面しており、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大も重なって、経済と社会の展望を描くのが困難な状況にあります。このような状況において、我が国の未来を切り拓くためには、資本市場の品格と活力を高め、持続的な価値創造能力の高い企業に効率的に資金が供給され、更なる成長を促すことを通じて、国民の富の増加を実現することが不可欠です。このためには、企業情報開示の信頼性が確保されていることが大前提であり、公認会計士は、財務諸表監査と内部統制監査を適切に実施し、企業情報開示の信頼性確保と企業経営の健全性の確保に寄与することを通じて、品格と活力ある資本市場の形成に貢献してまいります。

当協会は、公認会計士全員が加盟する自主規制団体として、公認会計士の品位の保持と公認会計士業務の品質の維持・向上に取り組んでいます。特に、公認会計士の信頼の源泉である監査業務については、社会の期待や要請に応えるため、会員の規律・品位保持の徹底、監査制度及び監査環境の整備・充実に向けた様々な施策を実施しています。このうち、品質管理レビュー制度は、監査事務所の品質管理体制の整備及び運用の状況をレビューすることを通じて、監査事務所が行う監査の品質の適切な水準の維持・向上を図るものであり、最も重要な自主規制施策の一つです。また、社会的影響度の高い上場会社の監査のために設けられた上場会社監査事務所登録制において、品質管理レビューを登録要件とするとともに、その結果を広く一般に開示することによって、資本市場における財務諸表監査の信頼性確保に繋げる役割も担っています。2019年7月にはこれらの制度の見直しを行い、2020年度の品質管理レビューからは、これまで以上に実効性・透明性の向上が図られた体制で指導・監督を行ってまいります。

資本市場の信頼の基盤である企業情報開示の信頼性が確保され、資本市場が健全に機能するためには、企業経営者、監査役等、投資家をはじめとする様々なステークホルダーと監査人とが、健全かつ建設的な協働関係を築いていくことが重要であると考えており、本書及び併せて公表している「品質管理レビュー事例解説集」が、当協会の自主規制の取組や監査に対するご理解の一助となれば幸いです。

当協会は、今後も、国民経済の健全な発展のために公認会計士にどのような貢献ができるのかを考え、自主規制機能の更なる充実に取り組んでまいります。

2020年6月

日本公認会計士協会

会長　手塚正彦

品質管理委員会
小暮和敏委員長メッセージ

当協会は、公認会計士の自主規制団体として、公認会計士業務の質的水準の維持・向上に向けた様々な施策を実施しています。このうち、1999年度に導入した品質管理レビューは、監査事務所の品質管理体制の整備及び運用の状況について指導・監督を行うことにより、監査事務所の一定水準の監査品質の確保を図る制度であり、当協会の自主規制の中核的な施策の一つとして取り組んでいます。また、2007年度からは、資本市場における財務諸表監査に対する信頼性確保に資するため、上場会社監査事務所登録制度を運用しており、上場会社を監査する監査事務所に係る名簿を備え、品質管理レビューを通じて名簿への登録の可否や必要な措置を決定するとともに、これらを広く一般に開示しています。

これらの制度については、資本市場の重要なインフラである会計監査の信頼性を支える役割を担うものとして、その時々の監査環境に応じた制度及び運用の在り方について継続的に改善を図っています。

2019年度の品質管理レビューの実施に当たっては、品質管理レビュー実施前の情報収集・分析及びリスク・アプローチの一層の強化、監査事務所の現場力向上に資するための深度あるコミュニケーションの実施等により、実効性の向上に努めました。

また、2019年7月には、当協会の総会において会則を変更し、リスクに注力した品質管理レビューの実施を徹底するためのオフサイト・モニタリング機能の強化やレビュー実施頻度の柔軟化、会員及び社会の理解を促進するためのレビューの結論の見直しや情報提供の拡充など、品質管理レビュー制度の実効性・透明性の向上を図るための見直しを行いました。変更後の制度は、2020年度の品質管理レビューから適用することとしており、円滑な導入に向けて体制を整備してまいりました。

公認会計士に対する社会的信頼を確立し、公認会計士が監査を通じて資本市場における情報開示の信頼性の確保に貢献していくためには、公認会計士の自主規制団体としての当協会の取組を広く関係者の皆様に説明し、理解を得ることが必要と考えております。

本書のほか、品質管理レビューに係る具体的な事例をまとめた『品質管理レビュー事例解説集』も併せて公表しており、これらが資本市場関係者の皆様にとって、品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度をご理解いただくための一助となれば幸いです。

1 自主規制団体としての日本公認会計士協会の取組

当協会は、会員の資質を常に高く保つ自主規制団体として、公認会計士業務の質的水準の維持、向上を図り、もって公認会計士業務に対する社会的信頼を確保するため、下図のような自主規制の取組を行っています。

「品質管理レビュー制度」は、当協会が自主規制として実施する重要な取組の一つです。

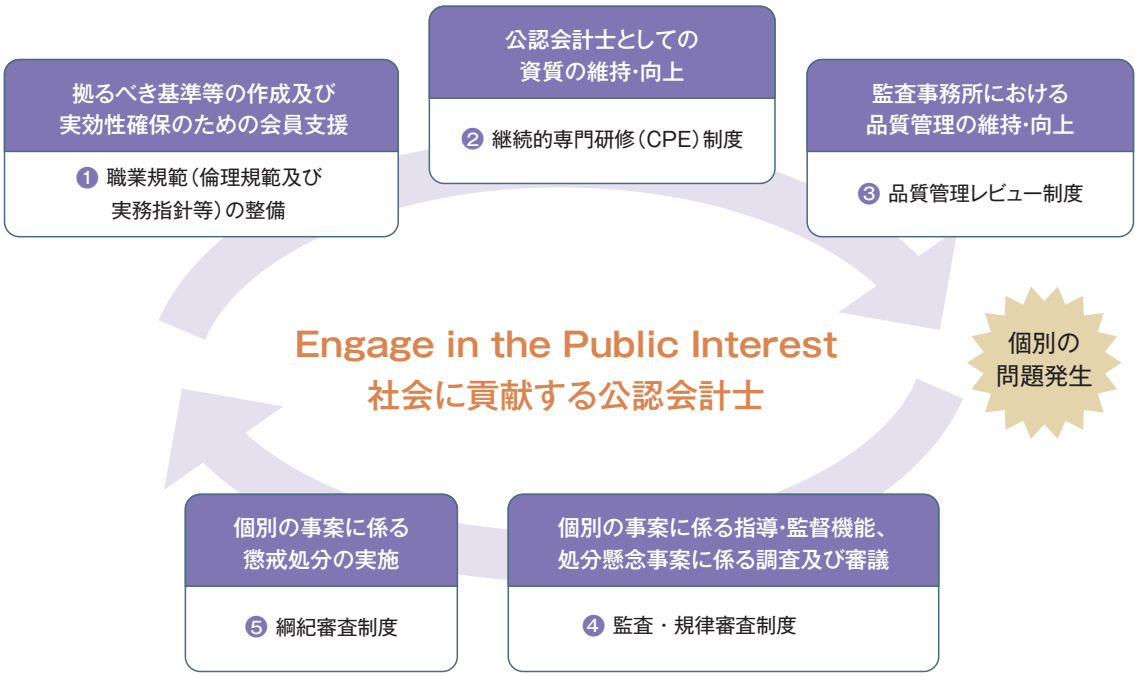

2 品質管理レビュー制度等

（1）品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の概要

当協会は、監査業務の公共性に鑑み、監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、監査に対する社会的信頼を確保することを目的として、監査法人又は公認会計士（以下「監査事務所」という。）が行う監査の品質管理の状況をレビューする制度（品質管理レビュー制度）を、公認会計士法の趣旨を踏まえて自主規制として導入し、1999年度から実施しています。

品質管理レビューは、当協会の会則等に基づき、品質管理レビュー基準、品質管理レビュー手続等に準拠して、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況をレビューし、必要に応じて改善を勧告し、適切な措置を決定することにより、監査事務所が行う監査の品質の適切な水準の維持、向上を図るものです。

品質管理レビューは、指導及び監督の性格を有するものであり、摘発や懲戒を行うこと又は監査事務所が表明した監査意見の形成に介入することを目的とするものではありません。

また、当協会は、監査事務所のうち上場会社と監査契約を締結している監査事務所（以下「上場会社監査事務所」という。）における監査の品質管理体制の更なる充実強化を図るため、2007年に上場会社監査事務所登録制度を導入しました。この制度は、品質管理レビュー制度に組み込んだ制度として運用しており、品質管理委員会内に上場会社監査事務所部会を設置し、当該部会は、上場会社監査事務所名簿、準登録事務所名簿等を備え、広く一般に公開するとともに、これらの名簿への登録の可否や登録に関する措置を決定しています。

各金融商品取引所の有価証券上場規程等では、上場会社の会計監査人は、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所（以下「上場会社監査事務所名簿等登録事務所」という。）でなければならないとされています。

なお、上場会社監査事務所登録制度の詳細については、「6.上場会社監査事務所登録制度」をご参照ください。

（参考）

当協会は、品質管理レビュー制度等の更なる機能向上のために、会則の一部変更を2019年7月の定期総会で行い、新制度の円滑な導入に向けた体制整備を進めてきました。2020年7月1日から新制度に基づき品質管理レビューが実施されます。

詳細については、「9.自主規制の機能向上に係る制度変更」をご参照ください。

（2）品質管理レビュー制度と公認会計士・監査審査会の検査との関係

当協会の品質管理レビュー制度は、公認会計士法に基づき、2004年度から公認会計士・監査審査会によるモニタリングを受けています。公認会計士・監査審査会は、公認会計士法及び金融庁設置法に基づき、金融庁に設置された合議制の行政機関です。公認会計士・監査審査会の主な業務内容は、公認会計士、監査法人及び外国監査法人等並びに当協会に対する検査等、公認会計士試験の実施、公認会計士及び監査法人に対する懲戒処分等の調査審議です。

当協会は、公認会計士・監査審査会に対して、月次及び年次で品質管理レビューの状況報告を行っています。

以下の図は、金融庁、公認会計士・監査審査会、監査事務所及び当協会の関係を示しています。

【金融庁、公認会計士・監査審査会、監査事務所及び当協会の関係】

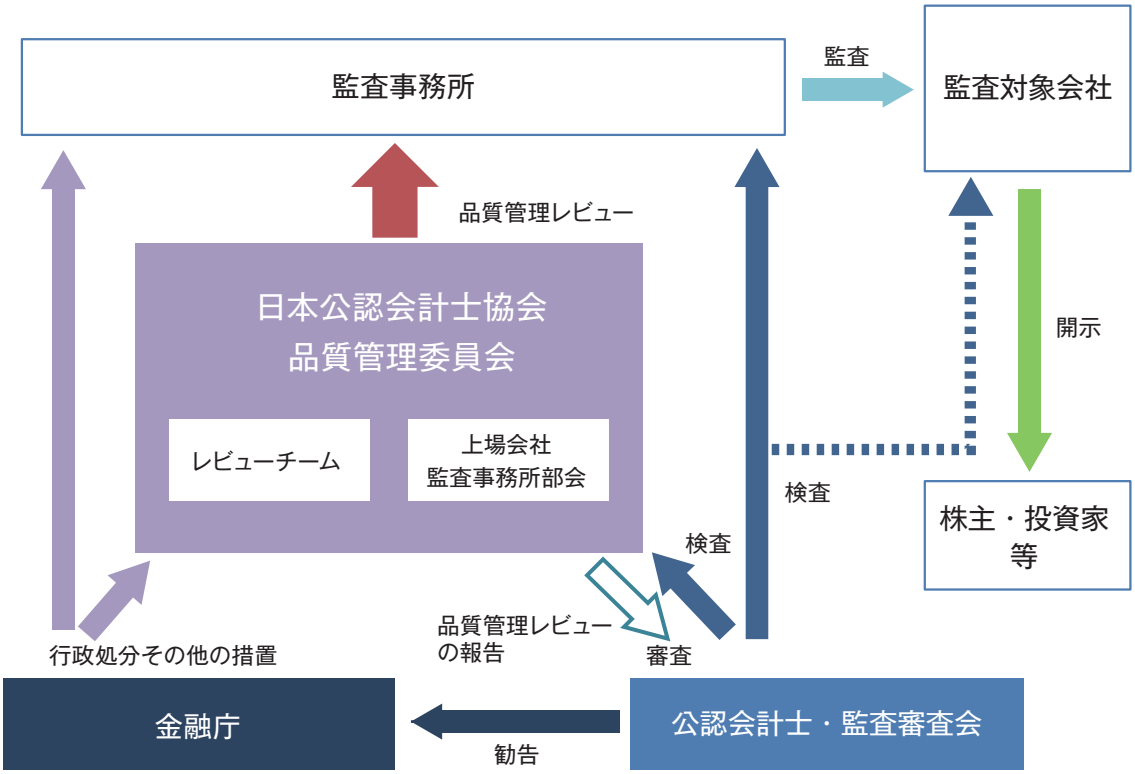

（3）監査事務所の品質管理のシステム

監査事務所は、監査業務の品質を合理的に確保するため、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」に定められた以下の事項に関する品質管理のシステムを整備し運用しなければなりません。

① 監査事務所と監査事務所に所属する社員等及び専門職員全体（以下「専門要員」という。）が職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守すること。

② 監査事務所又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること。

監査事務所の品質管理のシステムは、主として以下の方針及び手続から構成されるものであり、監査事務所は、これらの方針及び手続を策定し、監査責任者は、監査事務所が設けた品質管理のシステムに準拠して監査業務を行わなければなりません。

【監査事務所の品質管理のシステム】

品質管理に関する責任
- 品質を重視する風土の醸成

職業倫理及び独立性
- 監査対象会社等からの独立性の保持

監査契約の新規の締結及び更新
- 監査対象会社等の規模・複雑性・誠実性及び監査事務所の受入体制（専門要員の確保を含む。）の評価、適切な監査業務を実施できるかの判断

専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任
- 専門要員に必要とされる適性や能力の維持・開発

業務の実施
- 監査に必要な情報・技法の蓄積（監査マニュアル・ガイダンス、監査ツール等）
- 監査責任者による指示・監督・査閲
- 適時かつ適切な監査調書の作成

審査
- 審査担当者の十分な知識・経験・能力と当該監査業務に対する客観性の確保
- 深度ある審査の実施

品質管理のシステムの監視
- 日常的な監視、定期的な検証により発見された不備の影響の評価、伝達及び是正

品質管理のシステムの文書化
- 品質管理のシステムの整備及び運用状況の適切な記録・保存

（4）通常レビューの種類及び対象監査事務所

通常レビューは、監査事務所が行う監査の品質管理の状況をレビューし、その結果を通知し、必要に応じ改善を勧告し、当該勧告に対する改善状況の報告を受ける行為です。通常レビューには、定期レビューと機動レビューの二つの種類があります。

【通常レビューの種類】

通常レビューの種類	内容
定期レビュー	通常レビューを受けなければならない監査事務所を対象に、原則として３年に一度の頻度で計画的に実施するレビュー （大手監査法人（注）は２年に一度）
機動レビュー	通常レビューを受けなければならない監査事務所を対象に、前回の通常レビューで限定事項付き結論となった場合等、定期レビューを補完する必要があると品質管理委員会が判断した場合に機動的に実施するレビュー

（注）大手監査法人とは、レビュー対象期間に属する日付を付した監査報告書に係る上場会社の監査業務数を100社以上有し、かつ常勤の専門要員が1,000人以上の監査事務所をいいます。2020年３月31日現在では、４法人が該当しています。

公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等を監査している監査事務所は、通常レビュー対象の監査事務所となります。

【通常レビュー対象監査事務所】

（2020年３月31日現在）

	監査法人	公認会計士	合計
通常レビュー対象監査事務所	144事務所	62事務所	206事務所
うち上場会社監査事務所名簿等登録事務所	128事務所	８事務所	136事務所

（注）上場会社監査事務所登録制度の詳細については「6.上場会社監査事務所登録制度」、「7.上場会社監査事務所名簿等の状況」をご参照ください。

（5）通常レビューの実施方法

通常レビューにおいては、監査事務所全体の品質管理の状況を確認するため、主として以下の方法により、品質管理レビューを実施しています。

● 監査事務所における品質管理の確認

個別の監査業務（以下「個別業務」という。）に影響を与える監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況をレビューします。

● 監査業務における品質管理の確認

監査事務所の品質管理のシステムが、個別業務において適切に運用されているかどうかをレビューします。

なお、レビュー対象とする個別業務については、監査業務のリスクの程度や監査事務所の状況を考慮して、監査事務所全体の品質管理の状況を確認できるように選定します。

また、個別業務において特に重要な改善勧告事項や多数の改善勧告事項が識別された場合には、監査事務所の品質管理のシステムへの影響について検討します。

【通常レビューにおける品質管理の確認対象とその関係】

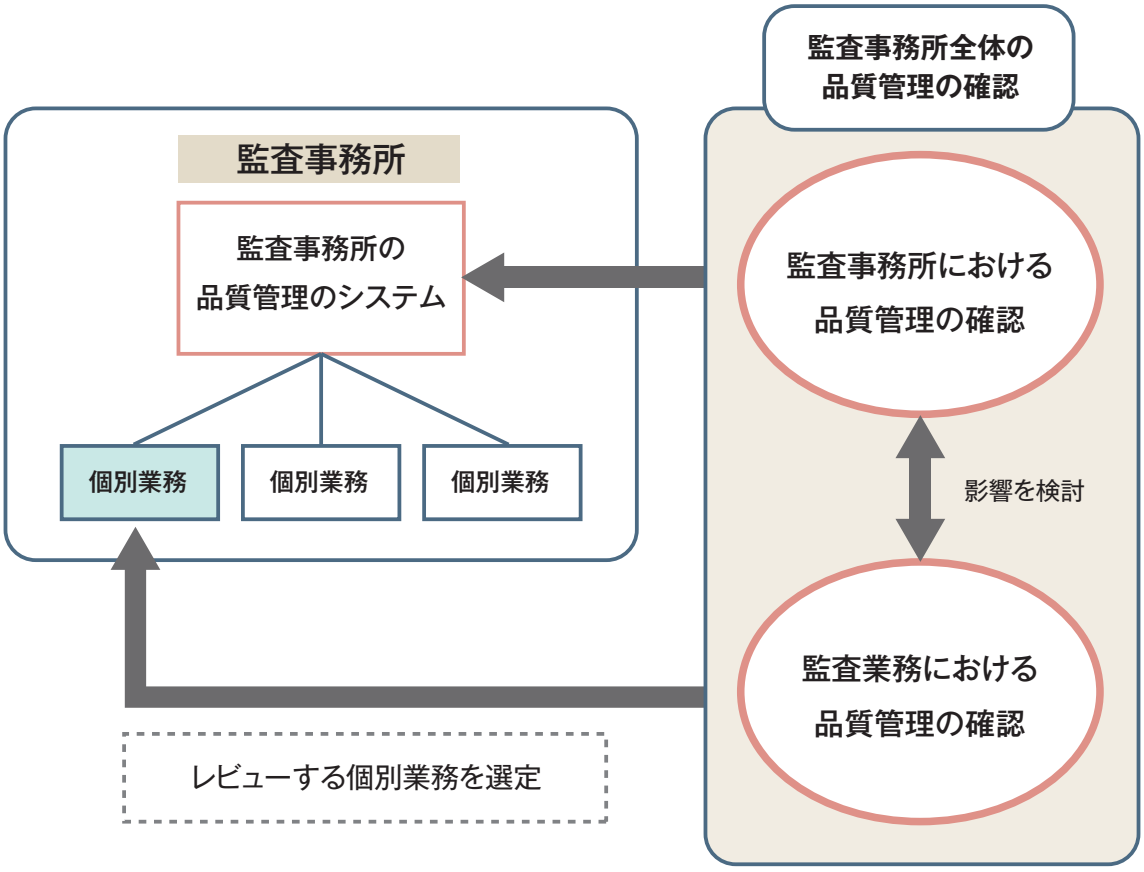

（6）通常レビューの結論（品質管理レビュー報告書）

通常レビューを実施した結果に基づき、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況に関する結論を記載した品質管理レビュー報告書を作成し、監査事務所に交付しています。

通常レビューの結論は、以下の3種類です。

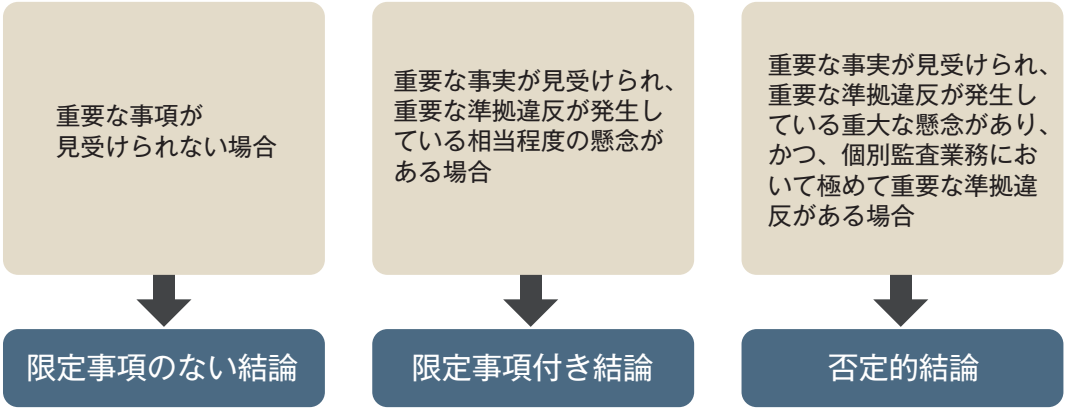

限定事項付き結論は、例えば、重要な領域（会計上の見積り、収益認識等）について、重要な虚偽表示を看過している相当程度の懸念がある場合や監査リスクを許容可能な低い水準に抑える十分かつ適切な監査証拠を入手していない場合に表明されます。

なお、主要なレビュー手続の一部又は全部を実施できなかった等の理由により品質管理レビュー報告書において結論の表明を行うための合理的な基礎を得ることができなかった場合には、品質管理レビュー報告書に結論は表明されません（結論の不表明）。

（7）改善勧告事項（改善勧告書と改善計画書）

品質管理レビュー報告書の結論にかかわらず、監査事務所の品質管理の向上に資する改善の必要な事項（改善勧告事項）がある場合には、改善勧告書を作成し監査事務所に交付しています。

改善勧告書を受領した監査事務所は、改善勧告事項に対する改善措置について記載した改善計画書の提出が求められます。

① 改善勧告書

改善勧告事項は、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況である「監査事務所における品質管理」に関するものと、個別業務における監査事務所の品質管理のシステムの運用状況である「監査業務における品質管理」に関するものに区分され、「改善勧告書」に記載されます。

② 改善計画書

改善勧告書を交付された監査事務所は、監査事務所が実施する改善勧告事項に対する改善措置について記載した改善計画書を作成し、品質管理委員会に提出します。なお、レビューアーは監査事務所の改善計画が効果の高いものとなるように、監査事務所への指導を実施しています。

【改善勧告事項と改善計画書】

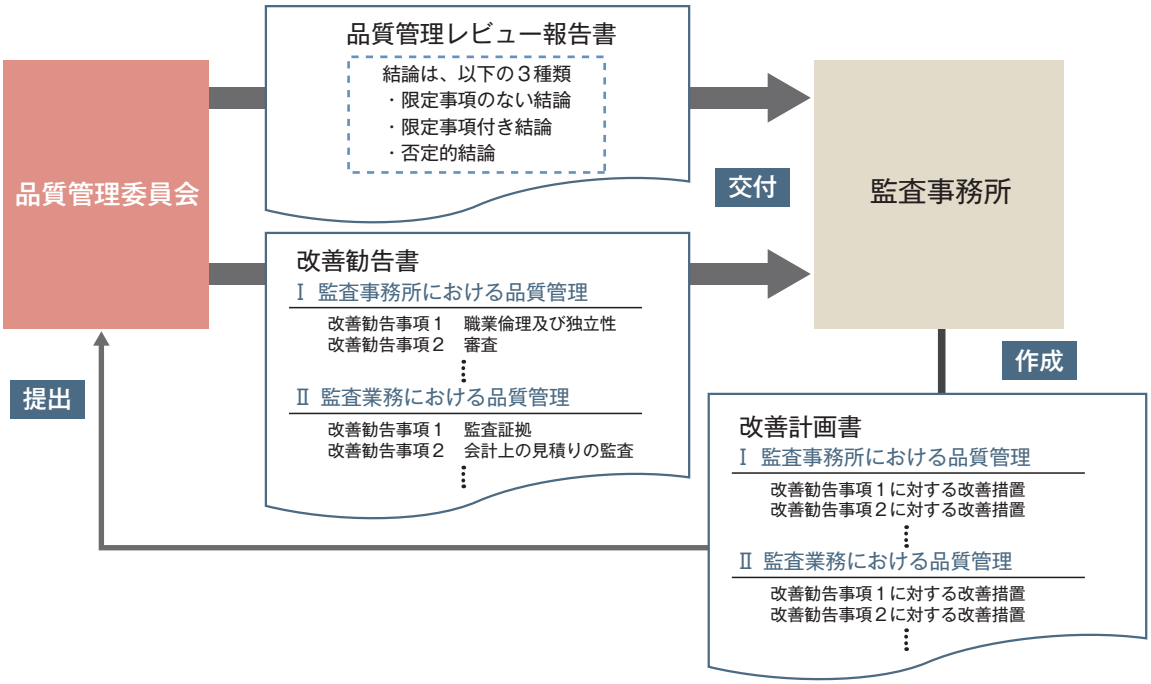

（8）改善措置の状況の確認（フォローアップ・レビュー報告書）

品質管理委員会は、改善計画書を受領した翌年度に、その改善措置の状況を確認するためにフォローアップ・レビューを実施し、確認結果を記載したフォローアップ・レビュー報告書を作成して監査事務所に交付しています。フォローアップ・レビューにおいて「改善の不十分な事項」が確認されたときには、その翌年度に再フォローアップ・レビューを実施しています。なお、改善計画書を受領した翌年度にフォローアップ・レビューに代えて機動レビューを実施する場合があります。

（9）通常レビューの結果に基づく措置

当協会は、公認会計士の自主規制団体として、監査業務に対する社会的信頼を確保し、監査制度の充実を図るために、品質管理の質的水準が十分でない監査事務所に対して、品質管理の充実のための自助努力を促すとともに、その状況を監督していくことが必要であると考え、通常レビューの結論に基づき、監査事務所に対する措置を決定しています。

また、上場会社監査事務所名簿等登録事務所に対しては、上記の措置に加えて、必要に応じて、上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置も講じています。

【通常レビューの結果に基づく措置】

通常レビューの結論等	通常レビューの結果に基づく措置	上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置
限定事項付き結論	注意	なし
限定事項付き結論 （極めて重要な準拠違反の懸念あり）	厳重注意	限定事項等の概要の開示 （上場会社監査事務所名簿）
否定的結論	監査業務の辞退勧告	名簿への登録の取消し
レビュー拒否・非協力等		

なお、翌年度に実施した監査事務所の改善措置が不十分であった場合には、より重い措置が講じられていきます。例えば、レビュー1回目において限定事項付き結論が表明された場合、レビュー2回目以降に改善措置が不十分であったときの措置は以下のようになります。

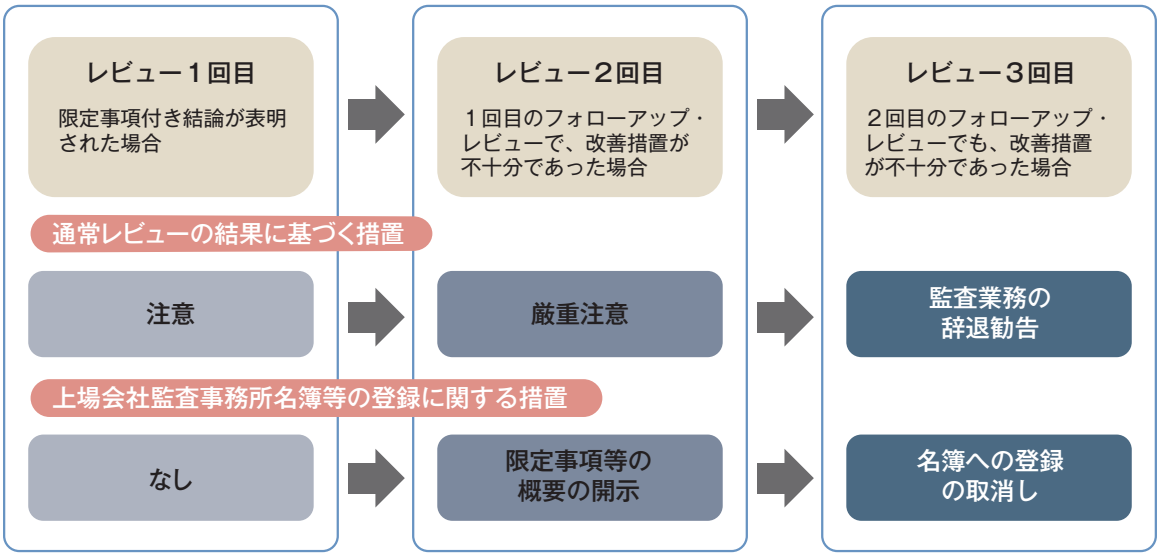

（10）品質管理レビュー結果の概要の第三者への開示

品質管理レビュー報告書、改善勧告書及び改善計画書（以下「品質管理レビュー報告書等」という。）は、原則として第三者に開示できませんが、直近の品質管理レビュー結果の概要（品質管理レビューの結論等）については、監査事務所が作成する「監査品質に関する報告書」等において、監査事務所が第三者に開示することが可能となっています。

（11）品質管理レビュー結果に関する監査役等とのコミュニケーション

会社の監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会(以下「監査役等」という。）は、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性を判断するに当たって、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況の概要を把握する必要があります。

そのため、上場会社等の監査の場合には、監査人は、品質管理レビューの結論及びその結果に基づく措置等の内容（個別業務における品質管理に関する限定事項及び改善勧告事項の有無、その領域及び全般的な傾向を含む。）を監査役等へ書面で伝達することが求められています。なお、その伝達を開始する時期は、監査事務所が品質管理レビュー報告書等を受領した日以後となります。

（12）品質管理委員会の運営状況のモニタリング

当協会は、品質管理委員会の適切な運営に資するため、会員外の学識経験を有する者を構成員に含むモニター機関として品質管理審議会を置いています。

直近の品質管理審議会によるモニタリング結果とそれに対する対応については「8.品質管理審議会からの勧告事項への対応」をご参照ください。

なお、2019年7月の会則変更において自主規制の組織体制を見直し、同年10月1日からは、従前の品質管理審議会に代わり、自主規制モニター会議によるモニタリングを受けています。組織体制変更の詳細については、「9.自主規制の機能向上に係る制度変更」をご参照ください。

3 品質管理レビューの実施状況及び実施結果

（1）品質管理レビューの計画

2019年度の重点的実施項目

通常レビューの実施に当たり、レビューアーが必ず確認する項目とした重点的実施項目は、過年度の改善勧告の状況や最近の動向を踏まえて、以下の事項としました。

●監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況
- 監査業務の品質を重視する風土
- 監査事務所のガバナンスや組織運営
- 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任
- 職業倫理及び独立性（監査責任者等のローテーション管理）

●個別業務における監査の実施状況
- 会計上の見積りの監査
- 不正による重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応
  （職業的懐疑心、収益認識、経営者による内部統制を無効化するリスク）
- グループ監査の手続

2019年度の通常レビュー計画の策定における主な留意事項

2019年度の品質管理レビュー実施計画の策定に当たり留意した主な事項は、以下のとおりです。なお、2019年度の品質管理レビューは、レビューアー40人体制で実施しました。

①情報収集・分析の強化及び大規模上場会社の重視
- 監査事務所及び個別業務に係る情報収集・分析を強化する。
- 大規模な上場会社を重視して、レビュー対象とする個別業務を選定する。
- 個別業務のリスク評価、監査事務所による監視の有効性の評価結果等を参考の上、監査業務数を決定する。

②通常レビューにおけるリスク・アプローチの強化
- 重要な虚偽表示リスクの程度の高い監査項目に重点を置く。
- 個別業務を担当するレビューアーを、規模やリスクに応じて複数名とする。

③監査事務所との深度あるコミュニケーション
- 改善勧告事項の発生原因の究明と有効な改善措置の策定について、監査事務所の現場力向上に資するための深度あるコミュニケーションを行う。
- 全ての監査事務所の改善計画書に、改善勧告事項が生じた原因の記載を求めることで、監査事務所の監査の品質向上のための指導を行う。

④機動レビューの実施
- 前回レビューから3年を経過しない14事務所に対して機動レビューを実施する。
- 特に前回レビューで限定事項付き結論等が表明された監査事務所に対しては、早期に監査事務所の品質管理のシステムを確認する。

(2) 品質管理レビューの実施状況

2019年度の品質管理レビューの実施状況は、以下の表のとおりです。

	当年度実施監査事務所数	レビュー報告書交付事務所数	当年度繰越監査事務所数 (注3)
通常レビュー	84	82	2
定期レビュー	70	70	−
機動レビュー	14	12	2
フォローアップ・レビュー	43	43	−
再フォローアップ・レビュー	1	1	−
合計	128	126	2
通常レビュー対象監査事務所数 (注2)	190		
当年度の通常レビュー実施割合	44%		
当年度のレビュー実施割合	67%		

(注1) 前年度以前に通常レビューを開始したものの、品質管理レビュー報告書の審議・決定が当年度に繰り越された監査事務所が、上記表中以外に2事務所（機動レビュー2事務所）あります。
(注2) 2019年4月1日現在において、通常レビューの対象となる監査事務所数です。
(注3) 当年度に通常レビューを開始したものの、品質管理レビュー報告書の審議・決定が次年度に繰り越された監査事務所（以下「繰越監査事務所」という。）です。

通常レビューの対象となる監査事務所（以下「通常レビュー対象監査事務所」という。）及び2019年度に通常レビュー又はフォローアップ・レビューを実施した監査事務所（以下それぞれ「通常レビュー実施監査事務所」、「フォローアップ・レビュー実施監査事務所」という。）の規模ごと（上場会社の監査業務数別）の内訳は、以下の表のとおりです。

		通常レビュー対象監査事務所数	当年度実施監査事務所数の内訳		
			通常レビュー実施監査事務所 (注1)	フォローアップ・レビュー実施監査事務所	再フォローアップ・レビュー実施監査事務所
上場会社監査事務所名簿等登録事務所	上場会社監査数100社以上	5	2 (−)	3	−
	上場会社監査数20～99社	8	2 (−)	3	−
	上場会社監査数10～19社	14	7 (4)	4	−
	上場会社監査数10社未満	104	44 (9)	23	−
	計	131	55 (13)	33 (注2)	−
その他の監査事務所		59	29 (1)	10	1
合計		190	84 (14)	43	1

(注1) 通常レビュー実施監査事務所のうち機動レビューを実施した監査事務所数については、( )内に内数で記載しています。
(注2) 当年度中に上場会社監査事務所名簿から抹消された監査事務所を含めています。

(3) 通常レビューの実施結果

① 通常レビューの結果

2019年度の通常レビュー実施監査事務所（84事務所）の通常レビューの結論は、「限定事項のない結論」が76事務所、「限定事項付き結論」が6事務所となりました。なお、繰越監査事務所は2事務所であり、「否定的結論」及び「結論の不表明」はありませんでした。

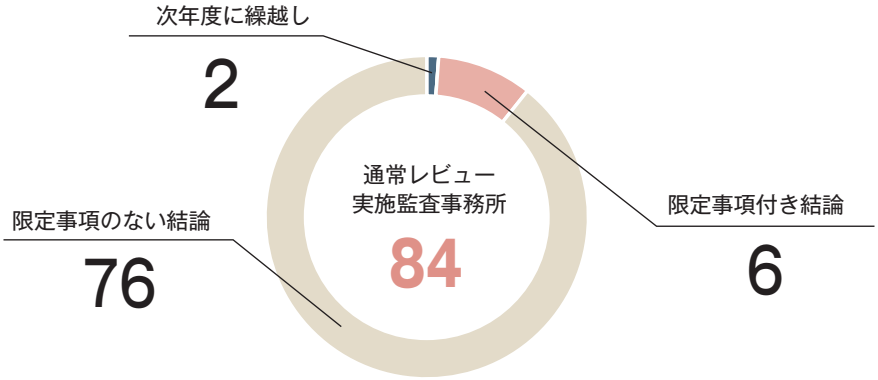

（注）上記のほか、2018年度に通常レビューを実施し、品質管理レビュー報告書の交付が2019年度に繰り越された監査事務所が2事務所（「限定事項のない結論」1事務所、「限定事項付き結論」1事務所）あります。そのため、2019年度中に品質管理レビュー報告書が交付された監査事務所数は「限定事項のない結論」が77事務所で、「限定事項付き結論」が7事務所となります。

2019年度の通常レビュー実施監査事務所（84事務所）について、監査事務所の規模ごと（上場会社の監査業務数別）の通常レビューの結論等の種類別の内訳は、以下の表のとおりです。

（単位：監査事務所）

		結論等の種類別の内訳				
		限定事項のない結論	限定事項付き結論	否定的結論	当年度繰越監査事務所	合計
上場会社監査事務所名簿等登録事務所	上場会社監査数100社以上	2 （－）	－ （－）	－ （－）	－ （－）	2 （－）
	上場会社監査数20～99社	2 （－）	－ （－）	－ （－）	－ （－）	2 （－）
	上場会社監査数10～19社	6 （3）	1 （1）	－ （－）	－ （－）	7 （4）
	上場会社監査数10社未満	40 （7）	2 （－）	－ （－）	2 （2）	44 （9）
	計	50（10）	3 （1）	－ （－）	2 （2）	55（13）
その他の監査事務所		26 （－）	3 （1）	－ （－）	－ （－）	29 （1）
合計		76（10）	6 （2）	－ （－）	2 （2）	84（14）

（注）2019年度通常レビュー実施監査事務所のうち機動レビューを実施した監査事務所数については、（ ）内に内数で記載しています。

❗「限定事項付き結論」は、あくまでも、監査事務所の品質管理のシステムや個別業務において、重要な準拠違反が発生している相当程度の懸念があると認められた場合に表明される結論であり、直ちに監査業務において重要な準拠違反があったことや監査意見の妥当性に問題があったことを示すものではありません。

② 当年度の重点的実施項目とレビュー結果

通常レビューにおける重点的実施項目は、通常レビューの往査時にレビューアーが必ず確認し、必要に応じて監査事務所を指導し、周知を図るものです。

監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況に関しては、以下の4項目について適切かつ有効に整備・運用されているかを確認しました。その結果、改善勧告事項があった監査事務所数は、以下の表のとおりです。

Ⅰ　監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況

重点的実施項目	監査事務所数 (注)
1．監査業務の品質を重視する風土	3
2．監査事務所のガバナンスや組織運営	3
3．専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任	1
4．職業倫理及び独立性 （監査責任者等のローテーション管理）	3

（注）複数の項目について改善勧告を受けた監査事務所があります。

また、個別業務における監査の実施状況に関しては、以下の3項目について確認しました。その結果、改善勧告事項があった監査事務所数は、以下の表のとおりです。

なお、経営者による内部統制を無効化するリスクに関する改善勧告事項の多くは「仕訳テスト」に関するものです。仕訳テストについては、『4.通常レビューにおける改善勧告事項（2）「監査業務における品質管理」に関連する改善勧告事項』の「改善勧告事項の事例」をご参照ください。

Ⅱ　個別業務における監査の実施状況

重点的実施項目	監査事務所数 (注)
1．会計上の見積りの監査	32
2．不正による重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応	
・職業的懐疑心	3
・収益認識	19
・経営者による内部統制を無効化するリスク	46
3．グループ監査の手続	3

（注）複数の項目について改善勧告を受けた監査事務所があります。

（4）フォローアップ・レビューの実施結果

2019年度のフォローアップ・レビュー実施監査事務所（44事務所）について、監査事務所の規模ごと（上場会社の監査業務数別）の確認結果等の内訳は、以下の表のとおりです。

（単位：監査事務所）

		確認結果の内訳					
		改善の不十分な事項のない確認結果		改善の不十分な事項のある確認結果		合計	
上場会社監査事務所名簿等登録事務所	上場会社監査数100社以上	3	（－）	－	（－）	3	（－）
	上場会社監査数20～99社	3	（－）	－	（－）	3	（－）
	上場会社監査数10～19社	4	（－）	－	（－）	4	（－）
	上場会社監査数10社未満	21	（－）	2	（－）	23	（－）
	計	31	（－）	2	（－）	33	（－）
その他の監査事務所		9	（1）	2	（－）	11	（1）
合計		40	（1）	4	（－）	44	（1）

（注1）再フォローアップ・レビュー1事務所を含んでおり、（ ）内に内数で記載しています。
（注2）フォローアップ・レビュー開始日現在において、改善措置の実施予定期日が未到来の事項がある場合は、次年度のフォローアップ・レビュー等で改善措置の状況を確認することとなります。なお、2019年度のフォローアップ・レビューにおいて改善措置の実施予定期日が未到来の事項があった監査事務所は2事務所です。
（注3）上場会社監査事務所名簿等登録事務所の確認結果の内訳には、当年度中に上場会社監査事務所名簿から抹消された監査事務所を含めています。

（5）品質管理の状況のレビューの実施結果に基づく措置の状況

2019年度の通常レビュー及びフォローアップ・レビューの実施結果に基づき決定した措置は、以下の表のとおりです。

（単位：監査事務所）

監査事務所ごとの品質管理レビューの結論等と措置の関係		
品質管理レビューの結論等	措置（注1）	当年度（注2）
否定的結論	辞退勧告	－（－）
限定事項付き結論	辞退勧告（改善不十分）	1（－）
	厳重注意	2（1）
	注意	3（2）
	小計	6（3）
限定事項のない結論における改善勧告事項（注3）	注意（改善不十分）	5（3）
合計		11（6）

（注1）措置欄の「辞退勧告（改善不十分）」及び「注意（改善不十分）」は、当年度のフォローアップ・レビュー又は機動レビューにおいて、監査事務所の改善措置が不十分であったため決定された措置になります。

（注2）品質管理の状況のレビューの実施結果に基づく措置の決定を受けた監査事務所数のうち、上場会社監査事務所名簿等登録事務所に対するものは、（ ）内に内数で記載しています。

（注3）限定事項のない結論における改善勧告事項に係る注意措置（改善不十分）には、フォローアップ・レビューの結果に基づく措置が4事務所（うち上場会社監査事務所名簿等登録事務所は2事務所（当年度中に上場会社監査事務所名簿から抹消された監査事務所を含む。））含まれています。

（注4）前年度の繰越監査事務所のうち措置を受けた監査事務所が、上記表中以外に1事務所（上場会社監査事務所）あります。なお、当該事務所の品質管理レビューの結論等及び措置は、限定事項付き結論及び注意です。

（注5）品質管理の状況のレビューの実施結果に基づく措置は、一つの監査事務所に対して複数の種類の措置が決定される場合があります。このため、上記表中の措置の記載は、監査事務所ごとに決定された措置の種類の中で、最も重い措置に区分して記載しており、監査事務所ごとに決定された措置の総合計数とは一致しません。

4 通常レビューにおける改善勧告事項

改善勧告事項の内容は、「監査事務所における品質管理」に関連するものと、「監査業務における品質管理」に関連するものに分けられます。

（1）「監査事務所における品質管理」に関連する改善勧告事項

2019年度に品質管理レビュー報告書を交付した84監査事務所における、「監査事務所における品質管理」に関連する改善勧告事項数は、以下の表のとおりです。

レビューの結論	事務所数（A）	改善勧告事項数（B）	1事務所当たり平均（B/A）	改善勧告事項が生じた事務所数と割合
限定事項付き結論又は否定的結論	7事務所	33件（注1）	4.7件	7事務所（100%）
限定事項のない結論	77事務所	34件	0.4件	19事務所（25%）
合計	84事務所（注2）	67件	0.8件	26事務所（31%）

（注1）33件のうち限定事項付き結論又は否定的結論の原因となった改善勧告事項は18件です。
（注2）品質管理レビュー報告書の交付が2019年度に繰り越された2事務所を含みます。また、品質管理レビュー報告書の交付が2020年度へ繰越しとなった2事務所を除きます。

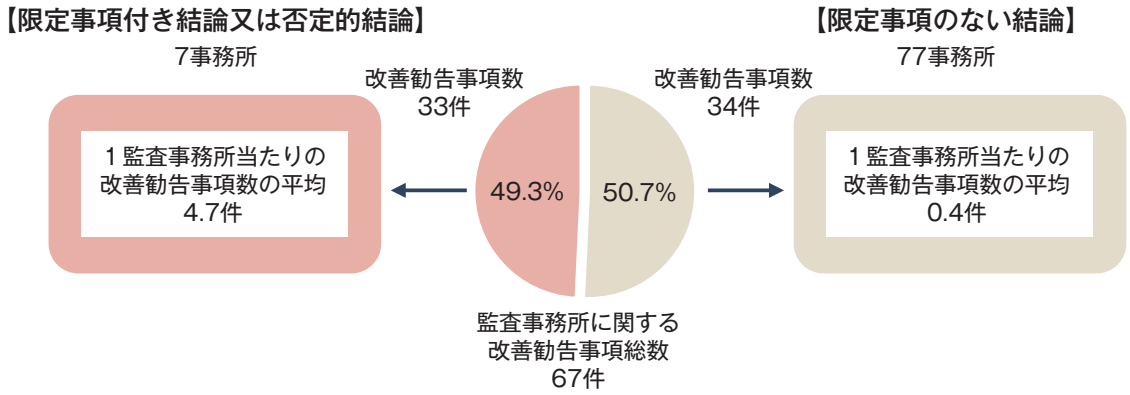

❗ 改善勧告事項とは、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が発生している懸念がある事項です。この改善勧告事項には、限定事項付き結論又は否定的結論の要因となる事項もありますが、監査に関する品質管理の向上に資する改善の必要がある事項として改善勧告書に記載されるものです。

発生割合が高い改善勧告事項（監査事務所における品質管理）

「監査事務所における品質管理」に関連する改善勧告事項のうち、改善勧告事項の発生割合が高い項目は、「品質管理の全般的体制」、「職業倫理及び独立性」等です。

【発生割合が高い改善勧告事項（監査事務所における品質管理）】

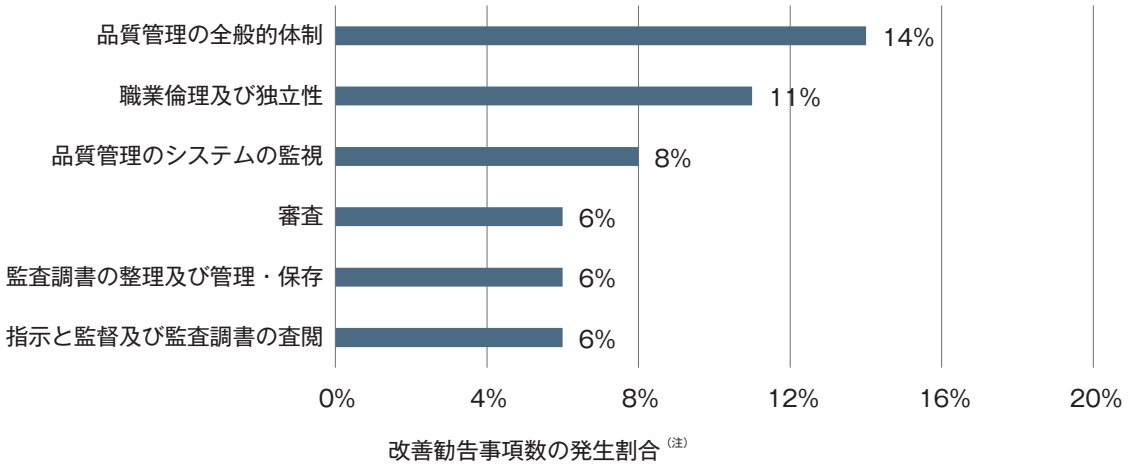

（注）「改善勧告事項数の発生割合」＝ 「各項目について改善勧告事項が生じた監査事務所数」 ／ 「品質管理レビュー報告書を交付した監査事務所数」

改善勧告事項の事例

事例１　品質管理の全般的体制

＜具体例＞

複数の監査業務から重要な会計上の見積りに関する監査手続の不備を含む多くの不備が発見されており、監査責任者による監査業務の指示と監督及び監査調書の査閲が十分に実施されていない。また、監査チームが実施した重要な会計上の見積りに関する監査手続の不備が審査で指摘されていない。

事例２　職業倫理及び独立性

＜具体例＞

上場会社の業務執行社員を７年間務めた事務所代表者が、当該会社との関係維持を目的として、インターバル期間中に監査業務チームの構成員として関与しており、また、審査員を７年間務めた社員が、インターバル期間中に特定の勘定科目の監査手続を実施しているなど、監査事務所は監査業務の主要な担当社員等の長期的関与（ローテーション）のルールを適切に整備・運用していない。

❗ 改善勧告事項のより詳細な内容については「品質管理レビュー事例解説集」をご参照ください。

(2)「監査業務における品質管理」に関連する改善勧告事項

2019年度に品質管理レビュー報告書を交付した84監査事務所における、選定した監査業務数と改善勧告事項数は、以下の表のとおりです。

レビューの結論	事務所数	選定業務数（A）	改善勧告事項数（B）	1監査業務当たり平均（B/A）	改善勧告事項が生じた業務数と割合
限定事項付き結論又は否定的結論	7事務所	12業務	91件（注1）	7.6件	12業務（100%）
限定事項のない結論	77事務所	175業務	411件	2.3件	138業務（79%）
合計	84事務所（注2）	187業務	502件	2.7件	150業務（80%）

（注1）91件のうち限定事項付き結論又は否定的結論の原因となった改善勧告事項は20件です。
（注2）品質管理レビュー報告書の交付が2019年度に繰り越された2事務所を含みます。また、品質管理レビュー報告書の交付が2020年度へ繰越しとなった2事務所を除きます。

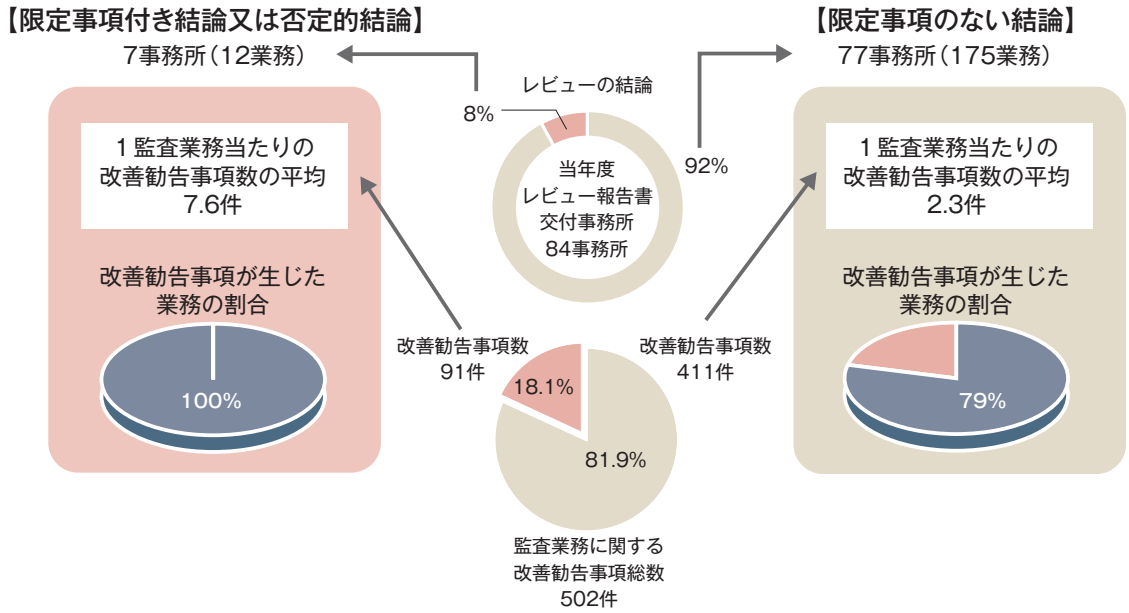

「限定事項のない結論」となった監査事務所における改善勧告事項の発生状況

「限定事項のない結論」となった監査事務所について、選定した個別業務における改善勧告事項数の状況は、以下のとおりです。

【選定した各監査業務における改善勧告事項数ごとの状況】

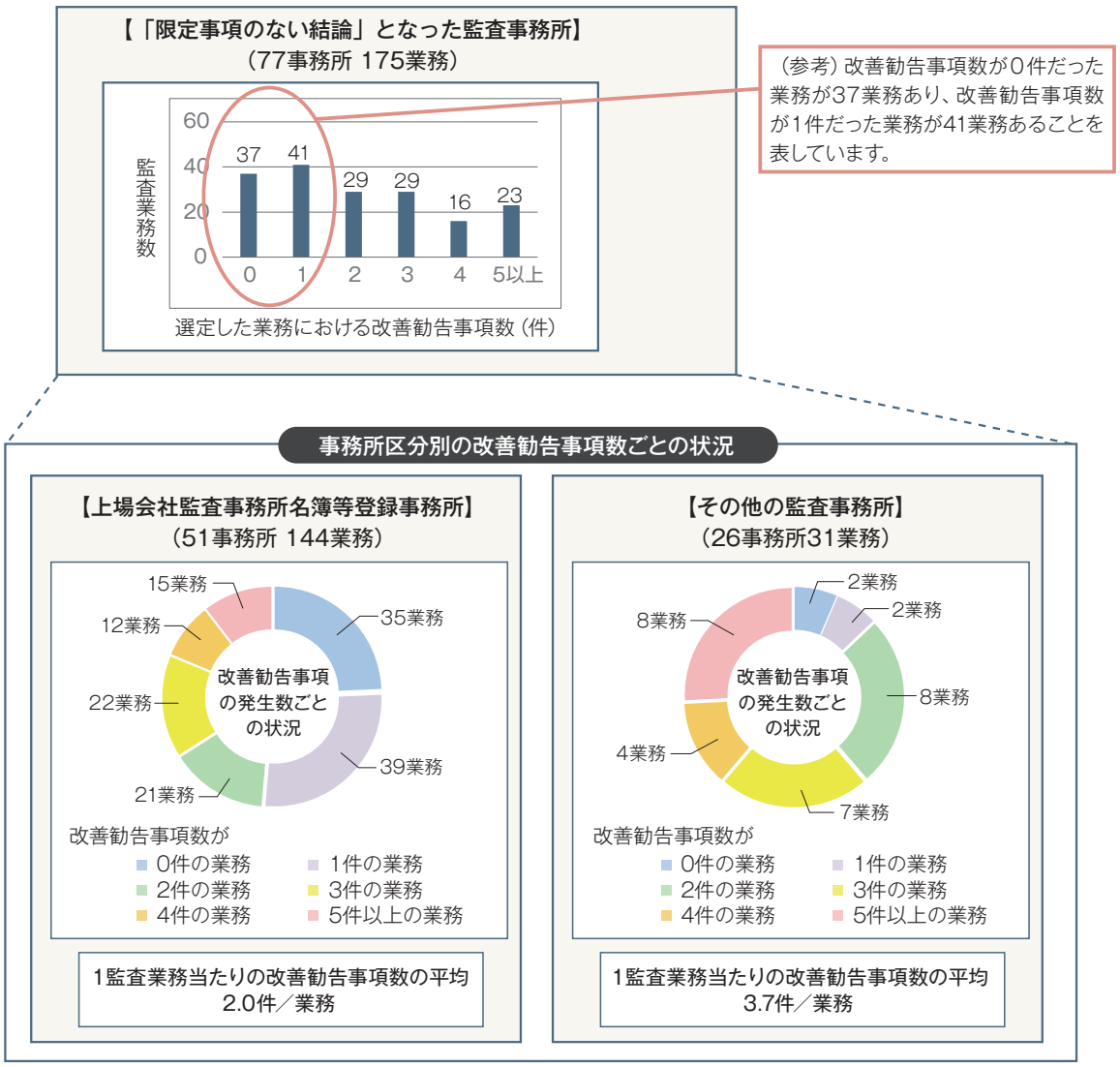

発生割合が高い改善勧告事項（監査業務における品質管理）

「監査業務における品質管理」に関連する改善勧告事項のうち、改善勧告事項の発生割合が高い項目は、「仕訳テスト」、「会計上の見積りの監査」、「監査証拠」等です。

【発生割合が高い改善勧告事項（監査業務における品質管理）】

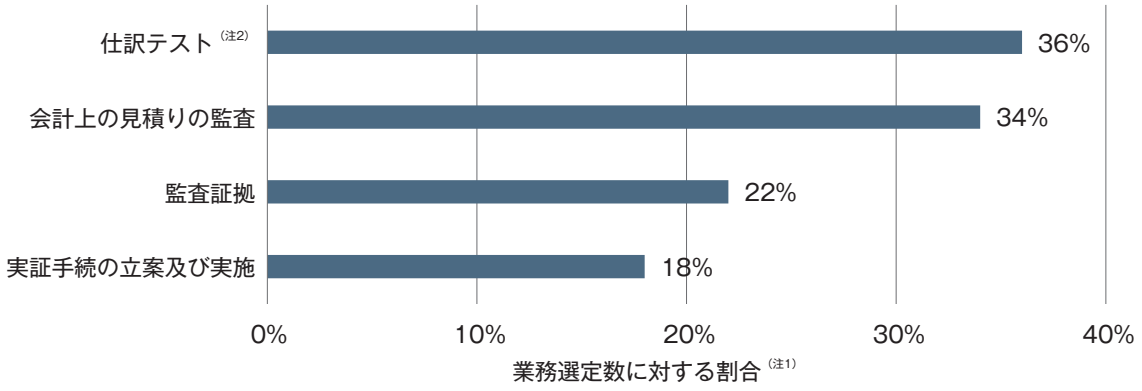

（注1）「業務選定数に対する割合」＝ 「各項目について改善勧告事項が生じた監査業務数」 ／ 「選定した監査業務数」

（注2）「仕訳テスト」については、前年度までは「不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応」に含めて集計していましたが、発生割合が高くなったことから当年度から別項目として集計しています。

改善勧告事項の事例

事例１　仕訳テスト

＜具体例＞

経営者による内部統制を無効化するリスクへの対応手続の一つである仕訳テストにおいて、一定の金額以上の多数の仕訳を機械的に抽出するにとどまり、起こり得る不正の態様を想定した仕訳の抽出を行っていない。また、抽出した仕訳について、勘定科目及び摘要欄の閲覧のみにより異常かどうか検討するにとどまり、証憑突合を行うなどの検証を実施していない。

事例２　会計上の見積りの監査

＜具体例＞

監査対象会社は、債務超過に陥っている関係会社株式の評価について、5年以内に実質価額が取得原価まで回復すると判断し減損処理を行っていないが、監査人は将来年度の利益が右肩上がりとなっている事業計画の達成可能性を批判的に検討していない。

事例３　監査証拠

＜具体例＞

固定資産の減損の兆候の検討において、監査対象会社が作成した減損の兆候判定資料を利用しているが、当該資料に記載されている営業損益等の正確性を検討していない。

❗ 改善勧告事項のより詳細な内容については「品質管理レビュー事例解説集」をご参照ください。

5 改善勧告事項となった原因と対策（改善措置）

監査事務所がより実効性のある適切な改善措置を立案し、実施するためには、改善勧告事項の発生原因を明らかにすることが重要です。このため、改善勧告書に基づいて監査事務所が作成する改善計画書において、全ての改善勧告事項を対象に「改善勧告事項となった原因」の記載を求めています。

「改善勧告事項となった原因」には、更に根本的な原因が存在している場合があり、複数の原因に共通する根本的な原因には、監査事務所の風土や経営姿勢といった事項に問題があるケースが見受けられます。このため、品質管理レビューの結論が限定事項付き結論等の場合には、改善計画書において「改善勧告事項となった根本的な原因」の記載を求めています。

レビューアーは、こうした改善勧告事項の発生原因や改善計画の策定について監査事務所と深度あるコミュニケーションを実施するなど、監査事務所の監査の品質向上のための指導を行っています。

（1）改善勧告事項となった原因と対策

改善計画書に記載された「改善勧告事項となった原因」には、以下のようなものがあります。

改善勧告事項	改善勧告事項となった原因
① 固定資産の減損損失の認識に関して、翌年度以降営業黒字に転換するとされている事業計画の合理性を批判的に検討していなかった。	監査対象会社の主張に対する職業的懐疑心の不足
② 仕訳テストにおいて、起こり得る不正の態様を想定した仕訳の抽出が行われておらず、また抽出した仕訳に対して詳細テスト等を実施していなかった。	監査基準の誤解や理解不足
③ 通常レビューにおいて、重要な不備が検出されているが、監査責任者は、監査調書の査閲等を通じて当該不備を是正できていなかった。	監査責任者による指示と監督及び監査調書の査閲の不足

上記改善勧告事項に関して、監査事務所として、専門要員への研修等による対策内容の周知及び実施状況の確認を実施することに加えて、個々の対策としては以下のようなものがあります。

① 財務諸表に重要な影響を与える固定資産の減損の検討に当たっては、職業的懐疑心を発揮し、経営者が使用した重要な仮定の合理性を含め、事業計画を批判的に検討する。
② 監査基準等を十分に理解し、起こり得る不正の態様を想定した仕訳を抽出し、抽出した仕訳については、証憑突合等の詳細テスト等を実施する。
③ 適切な監査計画を立案した上で、監査責任者が十分な監査時間を確保し、補助者に対する指示・監督を適時・適切に行うとともに、深度ある監査調書の査閲を実施する。

（2）改善勧告事項となった根本的な原因と対策

改善計画書に記載された改善勧告事項となった根本的な原因と対策には以下のようなものがあります。

改善勧告事項

① 不正リスクや業務量の評価を踏まえた慎重な検討が行われないまま、監査契約の新規の締結及び更新が行われていた。結果的に個別業務における品質管理に関して、多数の改善勧告事項が検出された。
② 監査事務所の品質管理のシステムを適切に運用していない結果、個別業務において監査手続を十分に実施していない事実が広範かつ多数見受けられ、代表者が品質管理の責任を果たしているとはいえなかった。

原因

・専門要員が不足する状況下での、採算を重視した監査契約の新規締結・更新
・監査基準の理解不足及び専門要員の教育・訓練不足

分析の深耕

根本的な原因

- 監査業務の品質を重視する風土が監査事務所内に醸成されていない
- 監査品質の改善や向上について継続的な取組を行う姿勢が不足している
- 組織的な監査を実施する体制の整備ができていない

上記改善勧告事項に関する監査事務所の対策には、以下のようなものがあります。

① 品質管理の重要性を繰り返し示すことにより品質に対する意識の向上を図る。また、不正リスク、監査時間等を評価して監査契約の新規の締結及び更新を検討する体制を整備する。
② 監査基準を理解することに努め、継続的な専門要員の教育・訓練等を通じて監査品質の向上を図り、組織的な監査を実施する。

（3）当協会の対応

当協会は、監査事務所との深度あるコミュニケーションの実施、監査業務に有用な研修の実施、監査ツールの提供等によって、監査事務所の改善措置への取組に対して、指導機能を発揮しています。一方、重要かつ多数の改善勧告事項が発見された上記（2）のような監査事務所に対しては、品質管理の充実のための自助努力を促すとともに、その状況を監督していくことが必要であると考え、品質管理の状況のレビューの実施結果に基づく措置を決定しています。また、上場会社監査事務所名簿等登録事務所に対しては、上記の措置に加えて、上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置を講じることにより、監督機能を発揮しています。

6 上場会社監査事務所登録制度

（1）上場会社監査事務所登録制度の概要

当協会は、上場会社と監査契約を締結している監査事務所の監査の品質管理の状況の一層の充実強化を図り、資本市場における財務諸表監査の信頼性を確保するため、上場会社監査事務所登録制度を導入しています。

この制度は、品質管理レビュー制度に組み込んだ制度として運用しており、品質管理委員会に設置している上場会社監査事務所部会に上場会社監査事務所名簿等を備え、これらの名簿を当協会のウェブサイト（http://tms.jicpa.or.jp/offios/pub/）において広く一般に公開しています。

上場会社監査事務所名簿等には、監査事務所の概要のほか、品質管理レビューの実施状況、限定事項等の概要、懲戒処分等の情報が記載されています。

なお、上場会社監査事務所名簿等登録事務所の概況（上場会社監査数等）については、後掲の「（参考1）上場会社監査事務所名簿等に登録されている監査事務所の概況」をご参照ください。

【当協会のウェブサイトで公開している上場会社監査事務所名簿等の開示例】

事務所名称	組織形態	代表者	所在地	開示すべき書類	品質管理レビュー実施状況	措置 懲戒 行政処分 勧告	その他	情報更新日
イロハカンサホウジン イロハ監査法人	法人	カンサ タロウ 監査 太郎	東京都	誓約書 品質管理概要 説明書類	レビュー:2019/04 レビュー:2018/03 フォロー:2017/02	あり ※		2019/12/17
エービーシーカンサホウジン ＡＢＣ監査法人	法人	カンサ ジロウ 監査 次郎	東京都	誓約書 品質管理概要 説明書類	フォロー:2019/03 レビュー:2018/02 フォロー:2016/01			2019/11/02

※「措置、懲戒、行政処分、勧告」欄に「あり」と表示されている場合、リンク先にその内容が掲示されます。

❗ 各金融商品取引所の有価証券上場規程等では、上場会社の会計監査人は、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所でなければならないとされています。また、新規の上場に際しての会計監査人は、上場会社監査事務所名簿に登録されている監査事務所又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所のうち、品質管理レビューを受けた監査事務所でなければならないとされています(東京証券取引所の場合、有価証券上場規程第205条第７号の２、第441条の３等)。

（2）上場会社監査事務所名簿等への登録審査

① 準登録審査

上場会社監査事務所名簿等に登録されていない監査事務所が、新たに上場会社との監査契約を予定する場合は、準登録事務所名簿への登録を申請し、その後に審査が行われます。

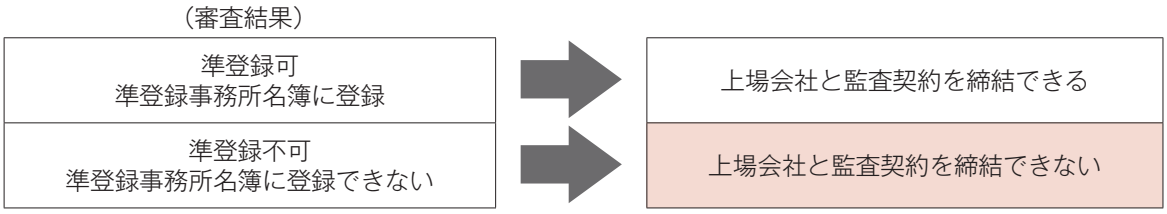

② 本登録審査

準登録事務所名簿に登録されている監査事務所は、上場会社と監査契約を締結し監査を実施して監査報告書を提出した後、通常レビューを受け、この通常レビューの結果に基づき上場会社監査事務所名簿への本登録の審査が行われます。

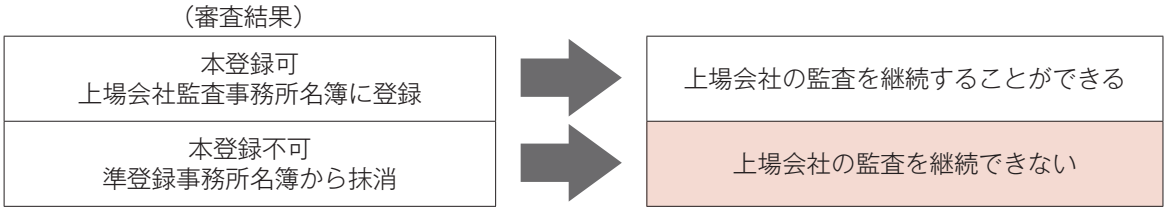

（3）上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置

上場会社監査事務所名簿等登録事務所については、通常レビューを実施した結果に基づき「品質管理レビュー制度における措置」及び「上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置」の両方を決定します。上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置として、上場会社監査事務所名簿等への登録の取消しが決定された場合、当該監査事務所は、上場会社の監査を継続することができなくなります。

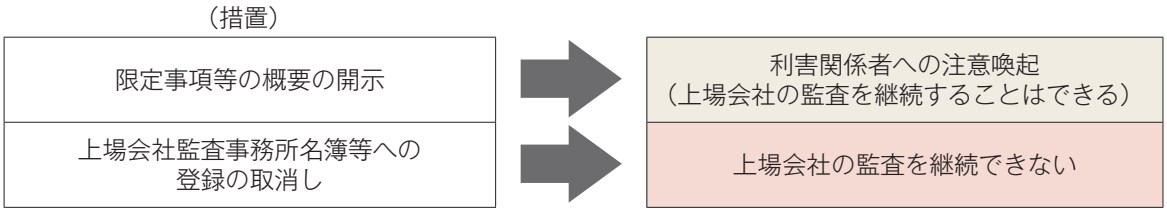

❗ 監査事務所が上場会社を監査するのに十分な能力、態勢を有していることが担保されるように、厳格に審査を行い、上場会社監査事務所名簿等への登録の可否及び登録事務所に対する措置を決定しています。

7 上場会社監査事務所名簿等の状況

2019年4月1日から2020年3月31日までの間に、登録審査を経て上場会社監査事務所名簿等に登録された監査事務所は13事務所であり、上場会社との監査契約がなくなった等の理由により上場会社監査事務所名簿等の登録を抹消された監査事務所は8事務所です。

この結果、2020年3月31日現在、上場会社監査事務所名簿等登録事務所は136事務所です。

なお、2019年度の品質管理の状況のレビューの実施結果に基づき、上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置が決定された監査事務所が1事務所ありました。

【上場会社監査事務所名簿等登録事務所の内訳】

（2020年3月31日現在）

	監査法人	公認会計士	合計
上場会社監査事務所名簿に登録されている監査事務所（本登録事務所）	111事務所	7事務所	118事務所
準登録事務所名簿に登録されている監査事務所（準登録事務所）	17事務所	1事務所	18事務所
上場会社監査事務所名簿等登録事務所計	128事務所	8事務所	136事務所

8 品質管理審議会からの勧告事項への対応

品質管理審議会は、品質管理レビュー及び上場会社監査事務所部会の運営が適切に行われているかどうかについて検討・評価し、その結果を品質管理委員会に勧告することを職務とする、品質管理委員会のモニター機関です。品質管理委員会は、品質管理審議会から2019年6月3日付けで「2018年度品質管理委員会活動に関する勧告書」（2019年度品質管理委員会年次報告書 第2部 詳細編 参考資料（資料7）参照）を受領しました。当該勧告書に記載されている勧告事項に対する品質管理委員会の対応は、以下のとおりです。

なお、2019年7月の会則変更において、品質管理審議会に代わる新たなモニター機関として自主規制モニター会議を設置しました。詳細については「9．自主規制の機能向上に係る制度変更 2．当協会の自主規制に係る組織体制について」をご参照ください。

勧告事項1．品質管理レビューの一層の充実

（1）レビューアーの能力の向上を目的とした取組の計画的な実施（継続）

レビューアーの能力の向上を目的として、年間を通じて一定の頻度でレビューアー全体会議を開催し、運営方針や改善勧告事例に関する意見交換と情報共有を充実させました。また、レビューアーに求められる技能（①問題発見力、②文章表現力、③指導力）や能力（①洞察力、②判断力、③説明力）にフォーカスし、それぞれの研修目的を明確にした研修を継続して実施しました。

（2）品質管理レビュー制度等の見直しを踏まえた整備・運用の準備（新規）

2019年3月に取りまとめられた「品質管理レビュー制度等に関する会則等変更要綱」に基づく制度改正に向けて、新制度の整備・運用の準備を行う改正作業部会を設置し、関係者から意見を募った上で慎重に検討を重ね、2020年度からの新制度の施行に向けた準備を行うとともに、新たに上場会社監査を希望する監査事務所に対してはより慎重に適切かつ十分な審査を実施する体制を準備しています。

また、オフサイト・モニタリングによる情報収集・分析を一層強化するために、監査・規律審査会との情報共有を図るとともに、上場会社や監査事務所の情報収集・分析方法の見直しを実施するなど、より有用な情報を効率的に収集するための取組を進めています。

なお、品質管理レビュー制度等の主な変更内容については、「9.自主規制の機能向上に係る制度変更」をご参照ください。

勧告事項2. 品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の周知徹底

（1）品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の社会への積極的な周知活動（継続）

品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の社会への周知活動として、以下を実施しました。

- 品質管理レビュー制度や活動状況の概要をまとめた冊子「2018年度 品質管理レビューの概要」及び品質管理レビューの勧告事例等について解説した冊子「2018年度 品質管理レビュー事例解説集」の配付並びに当協会のウェブサイトでの発信
- 「月刊監査役」（2019年9月号）への品質管理レビュー制度に関する寄稿（表題「日本公認会計士協会における品質管理レビューの実施状況（2018年度）」）
- 公益社団法人日本監査役協会主催の講演会における「品質管理レビューの事例解説」をテーマにした講演の実施（2020年2月）

9 自主規制の機能向上に係る制度変更

当協会は、公認会計士の自主規制団体として、公認会計士業務の質的水準の維持・向上を図り、公認会計士業務に対する社会的信頼を確保するため、自主規制による会員の規律の徹底並びに監査制度及び監査環境の一層の整備・充実を重要な課題と位置付け、必要な施策の検討を継続的に行っています。2019年7月の会則変更においては、当協会の自主規制の重要な取組である品質管理レビュー制度及び個別事案審査制度（個別の監査事案に係る監査実施状況及び監査意見の妥当性や、公認会計士の職業倫理に係る事項等の審査を行う制度）について、その機能をより一層向上させるための見直しを行いました。このうち、品質管理レビュー制度及びこれに組み込んだ制度として運用している上場会社監査事務所登録制度に関係する主な変更内容は、以下のとおりです。

1．品質管理レビュー制度等について

「実効性の向上（実効化）」、「透明性の向上（透明化）」等の観点から、品質管理レビュー制度等について見直しました。2020年7月1日から新制度に基づき品質管理レビューが実施されます。

（1）品質管理レビュー制度関係

① 通常レビューの実施結果と改善勧告事項への対応の見直し

ア．通常レビューの実施結果

「品質管理レビュー報告書」において、現行制度の通常レビューの結論の種類（「限定事項のない結論」、「限定事項付き結論」及び「否定的結論」）を廃止して、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用状況について、「極めて重要な不備事項」又は「重要な不備事項」の有無に関するレビューの実施結果を記載するように改めました。

【通常レビューの実施結果の新旧対比】

変更前	変更後
否定的結論	極めて重要な不備事項のある実施結果
限定事項付き結論 (極めて重要な準拠違反の懸念あり)	
限定事項付き結論	重要な不備事項のある実施結果
限定事項のない結論	重要な不備事項のない実施結果

イ．改善勧告事項への対応（改善計画書の作成）

極めて重要な不備事項又は重要な不備事項のある実施結果となった場合には、監査事務所による改善計画書の作成を必要とする一方、重要な不備事項のない実施結果の場合には、監査事務所の自主的な改善を尊重して、改善計画書の作成を不要としました。

② 改善勧告事項に関する改善措置の状況の確認方法の見直し

従来のフォローアップ・レビューを廃止し、通常レビューを実施した結果、極めて重要な不備事項又は重要な不備事項のある実施結果となった場合は、原則として、翌年度に通常レビュー又は改善状況の確認を実施して必要な指導を行う一方、重要な不備事項のない実施結果の場合は、監査事務所の自主的な改善を尊重し、原則として、書面による改善状況の報告を受けた上で、改善不十分の懸念があるときには、通常レビュー又は改善状況の確認を実施するように改めました。

③ 特別レビューの実効化のための要件緩和

特別レビューの実施要件を緩和して再構成し、監査意見表明前後を問わず、品質管理委員会が必要と認めた場合において、品質管理体制、監査実施状況、特定のテーマ等を適時に確認することが可能なレビューに改めました。

④ 通常レビューの頻度の柔軟化

通常レビューの実施頻度を3年に一度とする原則は保持した上で、品質管理委員会の判断によって、翌年度に連続してレビューを実施することを可能とする一方で、最長で5年に一度の頻度でレビューを実施することを可能としました。

⑤ 品質管理委員会から他委員会等へのフィードバック機能の強化

品質管理委員会の職務として品質管理レビューを通じて認識した監査事務所及び監査の基準の共通の問題点等に関する意見を会長に具申することができるように改めました。

（2）上場会社監査事務所登録制度関係

① 上場会社監査事務所部会の職務の明確化とオフサイト・モニタリング機能の強化

上場会社監査事務所名簿を管理していた「上場会社監査事務所部会」に部会員を配置した上で、上場会社監査に係る情報センターとしての機能を新たに付加して、上場会社及び上場会社監査事務所に関する情報の収集・分析をより積極的に行うことができるように準備を進めています。

② 上場会社監査事務所名簿等登録事務所に関する不備事項の開示の拡充

従来の制度上、監査事務所に対する措置として、限定事項付き結論（極めて重要な準拠違反の懸念あり）の場合等においては、限定事項の概要を上場会社監査事務所名簿で開示していました（「2.品質管理レビュー制度等（９）通常レビューの結果に基づく措置」をご参照ください）。

新制度においては、「極めて重要な不備事項」又は「重要な不備事項」が認められた場合に、その概要を上場会社監査事務所名簿に開示することに改めました。

③ 新たに上場会社の監査を希望する監査事務所に対する審査

新たに上場会社の監査を希望する監査事務所の準登録事務所名簿への登録を認めるか否かの審査に当たっては、従来の制度上、書類審査、必要と認めた場合に面談等を実施し、準登録事務所登録審査部会が審査していましたが、新制度においては、レビューアーが、上場会社の監査を実施するだけの十分な品質管理のシステムが整備されているかどうかを調査し、必要に応じて指導を行った結果を踏まえて、品質管理審査部会が審査することに改めました。

２．当協会の自主規制に係る組織体制について

品質管理レビュー制度及び個別事案審査制度の改善を図るとともに、両制度のモニタリング機関等の自主規制全体に係る組織体制についても、透明性の向上等を図るため、以下のとおり見直しを行いました。2019年10月１日から新たな自主規制体制で運用しています。

（1）自主規制モニター会議の設置

当協会の自主規制に係る制度が適切に機能し、社会からの更なる理解が得られるものとなるよう、品質管理レビュー制度及び個別事案審査制度それぞれに設置していたモニタリング機関（前者は「品質管理審議会」、後者は「監査業務モニター会議」）に代えて、当協会の自主規制活動全般の運営状況をモニタリングし、大局的な視点から意見を述べ、助言を行う機関として、「自主規制モニター会議」を設置しました。

自主規制モニター会議の議事要旨等については、当協会ウェブサイト（https://jicpa.or.jp/about/activity/self-regulatory/quality/monitoring.html）において公表しています。

（2）適正手続等審査会の設置

会員に対する処分・措置に関する審査機能の専門性向上、判断の衡平性確保等を図るため、品質管理レビュー制度及び個別事案審査制度それぞれに設置していた不服審査機関（前者は「上場会社監査事務所登録・措置不服審査会」、後者は「不服審査会」）の審査機能を一本化し、「適正手続等審査会」を設置しました。

【当協会の自主規制機関】

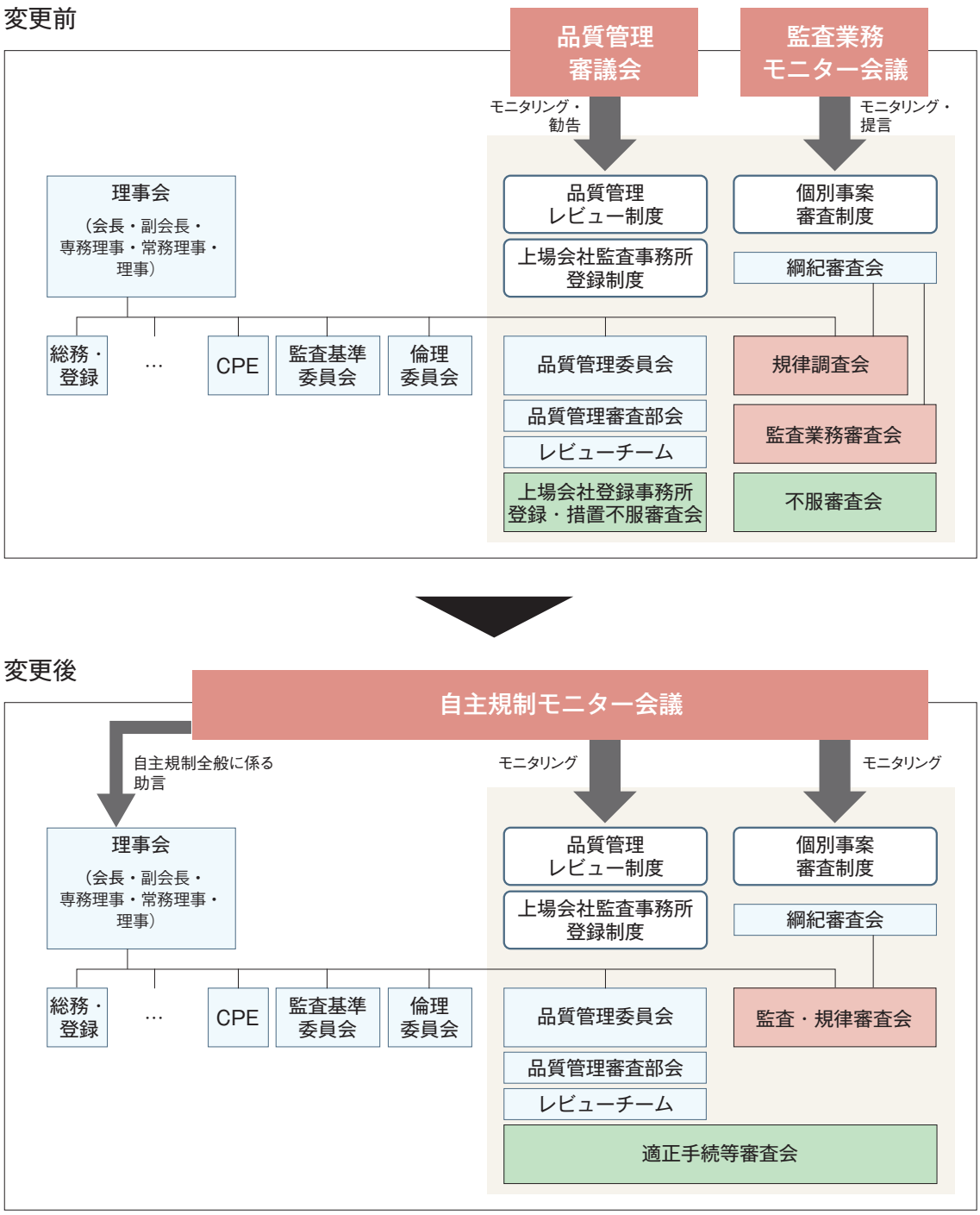
変更前
品質管理審議会
監査業務モニター会議
モニタリング・勧告
モニタリング・提言
理事会
（会長・副会長・専務理事・常務理事・理事）
品質管理レビュー制度
上場会社監査事務所登録制度
個別事案審査制度
綱紀審査会
総務・登録
…
CPE
監査基準委員会
倫理委員会
品質管理委員会
品質管理審査部会
レビューチーム
上場会社登録事務所登録・措置不服審査会
規律調査会
監査業務審査会
不服審査会
変更後
自主規制モニター会議
自主規制全般に係る助言
モニタリング
モニタリング
理事会
（会長・副会長・専務理事・常務理事・理事）
品質管理レビュー制度
上場会社監査事務所登録制度
個別事案審査制度
綱紀審査会
総務・登録
…
CPE
監査基準委員会
倫理委員会
品質管理委員会
品質管理審査部会
レビューチーム
監査・規律審査会
適正手続等審査会

10 今後の行動計画

当協会は、品質管理レビュー制度等の更なる機能向上のために、会則の一部変更を2019年7月の定期総会で行い、新制度の円滑な導入に向けた体制整備を進めてきました。

今後、当協会の自主規制機能をより有効に機能させるために、リスク・アプローチによる品質管理レビューの実施を徹底した上で、品質管理レビューの実施結果を他の委員会等にフィードバックするとともに、品質管理委員会及び個別事案審査制度の各機関の連携・情報共有を促進していきます。

品質管理委員会としては、2020年度の品質管理レビュー等から適用される新制度について、以下の対応を行うなど、その趣旨を踏まえた着実な運用を行っていきます。また、新制度を運用する中で把握した新たな課題については、状況に応じ適切に対応していきます。

1．指導機能の充実

監査品質が一定水準に満たない監査事務所に対する指導を充実させるために、監査事務所の業務管理体制等をより深く理解した上で、リスクに注力した品質管理レビューを実施します。また、監査事務所とレビューアーの十分なコミュニケーションを通じた指導を的確に行っていきます。

2．新たに上場会社の監査を希望する監査事務所への審査

新たに上場会社の監査を希望する監査事務所の準登録事務所名簿への登録を認めるか否かの審査に当たっては、レビューアーが、監査事務所に赴いて、上場会社の監査を実施するだけの十分な品質管理のシステムが整備されているかどうかを確認します。その後も必要に応じて指導を行い、その結果を踏まえた上で厳格に審査を行っていきます。

3．レビューアーの能力向上

レビューアーに求められるスキルをレビューアーの職位・経験年次に沿って明確にした上で、レビューアーに求められる能力を向上させる研修プログラムを継続して実施します。特に、監査事務所の業務管理体制等をより深く理解する必要性、改善勧告事項となった根本的な原因の分析を踏まえた指導の重要性を周知することなどにより、レビューアーの能力の更なる向上に努めます。また、今後も引き続きレビューアー研修の在り方を検討します。

4．公認会計士・監査審査会との連携

品質管理レビューの実務上の問題・課題について、公認会計士・監査審査会と意見交換する会議を引き続き開催して、運用面における品質管理レビューの実効性向上に資する検討を行っていきます。

（参考1）上場会社監査事務所名簿等に登録されている監査事務所の概況

上場会社監査事務所名簿等登録監査事務所の概況は、以下のとおりです。

（1）上場会社監査数に基づく内訳

上場会社監査数を基にした監査事務所の内訳は、以下の表のとおりです。

（2020年３月31日現在）

上場会社監査数	事務所数	構成比	上場会社監査数合計	構成比
100社以上	５事務所	3.7%	2,896社	75.8%
20~99社	８事務所	5.9%	389社	10.2%
10~19社	13事務所	9.5%	181社	4.7%
10社未満	110事務所	80.9%	353社	9.3%
合計	136事務所	100.0%	3,819社	100.0%

（2）所属公認会計士等（公認会計士以外のその他の監査実施者を含む。）の数に基づく内訳

監査事務所に所属している公認会計士等の数（常勤者及び非常勤者の合計）を基にした監査事務所の内訳は、以下の表のとおりです。

（2020年３月31日現在）

所属公認会計士等の数	事務所数	構成比	所属公認会計士等の数合計	構成比
1,000人以上	４事務所	2.9%	19,872人	78.2%
100~999人	７事務所	5.2%	2,393人	9.4%
20~99人	67事務所	49.3%	2,526人	9.9%
20人未満	58事務所	42.6%	632人	2.5%
合計	136事務所	100.0%	25,423人	100.0%

（参考2）上場会社の会計監査人の異動状況

当協会は、金融商品取引法等に基づく会計監査人の異動理由の開示がより充実したものとなるように、具体的な異動理由を把握するとともに、品質管理レビューの実施過程において監査事務所と意見交換を行っています。

（1）会計監査人の異動件数

2019年4月1日から2020年3月31日までの期間の、金融商品取引所の有価証券上場規程に基づく適時開示（以下「適時開示」という。）から当協会が把握した会計監査人の異動は143件になります。なお、当該件数には監査法人の合併による異動3件及び共同監査の解消に係る異動1件は含めておりません。以下の表は、前任監査人及び後任監査人の監査事務所の規模別に、会計監査人の異動状況をまとめたものです。

【会計監査人の異動状況】

		前任監査人		
		大手４監査法人	大手４監査法人以外	合計
後任監査人	大手４監査法人	24件	10件	34件
	大手４監査法人以外	60件	49件	109件
	合計	84件	59件	143件

143件の会計監査人の異動のうち、大手4監査法人が前任監査人であった件数は84件と全体の過半数を占めていますが、その一方で、大手4監査法人が後任監査人となった件数は34件となりました。

（2）会計監査人の異動理由

会計監査人の異動理由には、例えば、会計処理に関して会社と会計監査人との意見の不一致が原因の場合等、株主や投資家にとって極めて重要な情報もあるため、金融商品取引法に基づく臨時報告書、金融商品取引所の適時開示制度などにより、会計監査人の異動理由を開示することとされています。当協会においても、会計監査人の異動理由の開示の充実に向けて、上場会社監査事務所が当協会へ提出している「登録事務所概要書変更事項届出書」（以下「届出書」という。）に具体的な異動理由の記載を求め、その内容を適時に把握しています。

以下の表は、2019年4月1日から2020年3月31日までに生じた会計監査人の異動のうち、2020年4月30日までに前任監査人及び後任監査人から届出書の提出があった106件の会計監査人の異動について、その理由を集計したものです。

【届出書に記載された会計監査人の異動理由】

会計監査人の異動理由（複数選択可）	回答件数	
	前任監査人	後任監査人
（1）連結グループでの監査人統一	14件	14件
（2）海外展開のため国際的ファームへ交代	2件	6件
（3）監査人の対応の適時性や人員への不満	1件	30件
（4）監査報酬	52件	35件
（5）継続監査期間	32件	28件
（6）監査期間中に直面した困難な状況	2件	1件
（7）会計・監査上の見解相違	一件	1件
（8）会計不祥事の発生	10件	9件
（9）企業環境の変化等による監査リスクの高まり	10件	2件
（10）その他	13件	17件
合 計	136件	143件

（注）会計監査人の異動理由は複数選択することができるため、会計監査人の異動件数106件と上記の回答件数の合計とは一致しません。

回答件数を見ると、前任監査人及び後任監査人ともに異動理由として「監査報酬」を最も多く挙げており、前任監査人は、これに次いで「継続監査期間」を挙げています。一方、後任監査人は、「監査報酬」に次いで「監査人の対応の適時性や人員への不満」を多く挙げており、当該異動理由は、前任監査人及び後任監査人の回答件数が最も大きく乖離しています。

また、適時開示においては、上記106件の異動のうち98件で「任期満了」を理由としており、最も多く挙げられていますが、単に「任期満了」のみを挙げているケースは1件のみと大幅に減少しており、「任期満了」に加えてその他の異動理由も併記されているケースが多く見受けられます。このような状況は、金融庁に設置された「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」が2019年1月に公表した報告書において、任期満了以外の実質的な交代理由の開示を求めたこと等が背景にあるものと考えられます。併記されている理由としては「継続監査期間」の長期化や「監査報酬」の増額を挙げているものが多く、前任監査人及び後任監査人の多くが挙げている異動理由と同様となっています。

（参考3）年次報告書（詳細編）との関係

本冊子（目次）	年次報告書（詳細編）
1．自主規制団体としての日本公認会計士協会の取組	—
2．品質管理レビュー制度等	・第1章　品質管理レビュー制度
	・第2章　品質管理レビュー制度と公認会計士・監査審査会の検査との関係
	・（資料2）監査品質について
3．品質管理レビューの実施状況及び実施結果	・第3章　品質管理レビューの実施状況及び実施結果
	・（資料3）通常レビューの実施状況及び実施結果の推移
	・（資料4）通常レビューの実施対象とした監査業務の市場、産業、決算期ごとの割合
4．通常レビューにおける改善勧告事項	・第4章　通常レビューにおける改善勧告事項
	・（資料5）通常レビューにおける改善勧告事項及び限定事項付き結論又は否定的結論となった監査事務所の改善勧告事項
	・（資料6）監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）の調査結果の概要
5．改善勧告事項となった原因と対策（改善措置）	・第5章　改善勧告事項となった原因と対策（改善措置）
6．上場会社監査事務所登録制度	・第6章　上場会社監査事務所登録制度
7．上場会社監査事務所名簿等の状況	・第7章　上場会社監査事務所名簿等の状況
8．品質管理審議会からの勧告事項への対応	・（資料7）2018年度品質管理委員会活動に関する勧告書
9．自主規制の機能向上に係る制度変更	—
10．今後の行動計画	—

このほか、当協会の品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度を理解する上で下記の資料も参考となりますので、ご活用ください。

- 品質管理レビュー制度Q＆A
- 品質管理レビュー事例解説集

本冊子に対するご意見・ご要望等の連絡先
「品質管理レビューご意見受付窓口」電子メールアドレス
qc-opinion@jicpa.or.jp

日本公認会計士協会